

10月25日
健康を実施します

追加の集団健診を次のとおり実施します。

日時 10月25日(日) 午前8時30分～11時
場所 海洋センター(会場が変更になりました)

健康内容 若年・特定・後期高齢者健診、結核・肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診

大腸がん検診について

大腸がん検診は、右記の日時のほか、次の日程でも実施します。

期日 11月13日(金)、19日(木)
時間 午前9時～午後1時
場所 保健センター

大腸がんの検査容器は、直接保健センターまたは公民館に取りに来ていただくか、電話でお申込みください。

新型コロナウイルス感染症対策について

・発熱などの風邪症状があるかたは受診を見合わせてください。

・受診する際は、マスクの着用をお願いします。

・健診会場では、検温を実施します。

・アルコールによる手指消毒にご協力ください。

・混雑状況により、入場制限を行う場合があります。

健康の鉄人教室5
秋の音楽教室

季節に合わせた歌の鑑賞や合唱などを行います。歌って楽しみながら、心も体も健康になりましょう。

日時 10月30日(金) 午後1時30分～3時

場所 東部公民館1階講堂
講師 ドレミ(株) 猪之良高明

対象者 音楽療法士

対象者 一般高齢者ほか本教室への参加を希望するかた

募集人数 20人(定員に達し次第締切)

受付開始日 10月12日(月)

その他 新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、開催日が変更または中止となる場合があります。

募集人数に関して、町の公民館使用定員表に従い、例年と比較して定員を少なく設定

しています。

申込み・問合せ 介護高齢係
82-6135

健康ダンスリーダー養成講座

誰でも簡単にできる健康ダンスの講座を行います。

医師や理学療法士監修のもと、安全性と運動性を兼ね備えたシニアのためのプログラムです。

ロコモティブシンドロームや認知症の予防にも非常に効果的で、健康かつダイエット効果も期待できる内容となっています。

日時 11月13日(金) 午後1時30分～3時30分

場所 海洋センター

講師 (一社)ダレデモダンス認定インストラクター

対象者 おおむね50歳以上のかた

募集人数 50人(定員を超えた場合は抽選)

費用 500円(当日集金)

申込期限 10月29日(木)

その他 町と群馬県長寿社会づくり財団との共催の講座になります。

などの影響により開催日が変更または中止となる場合があります。

問合せ 介護高齢係
82-6135

あそびの教室「もんだん」

毎月たのしい「あそび」の中から、お子さんの発達や個性に合わせた関わり方を学ぶ親子教室です。

入園前にたかさんの経験をを通して、お子さんの成長を見守り、子育てについて一緒に考えていきましょう。

対象 2歳～3歳の未就園のお子さんと保護者

開催日時 10月～3月 毎月1回おむね第3水曜日 10時30分～11時30分

定員 15組(定員に達ししたらお断りする事があります。あらかじめご了承ください)

問合せ 保健センター
82-6137

くらし

「障害児(者)虐待かも
しれない…」と思ったら

誰でも「いやなこと」をされたら「いや」という権利が

あります。

障害児(者)への虐待を発見した人は、速やかに通報することが義務づけられています。

家庭や施設、職場で障害児(者)の虐待にお気づきのかたは、通報をお願いします。

障害児(者)の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みしましょう。

障害児(者)の虐待の通報、支援の相談窓口は左記のとおりです。
平日 午前8時30分～午後5時

時15分

福祉課社会福祉係

82-6133

82-6134

82-6135

82-6136

82-6137

82-6138

薬物乱用の防止にご協力ください

麻薬・覚醒剤乱用防止運動が10月1日から11月30日まで実施されます。

麻薬、覚醒剤、大麻、向精神薬、シンナー、危険ドラッグ

農地の貸し借り
応援します

群馬県農業公社では、高齢でリタイヤしたかたや、農地を相続したものの自分では管理できないかたなどから農地を借り受け、その農地を経営規模拡大を目指す農業者に貸し出す「農地中間管理事業」に取り組んでいます。

農地の出し手と受け手の間に公的機関が入ることで、契約期間中は確実に賃貸料が支払われ、貸し付け期間満了後はトラブルの心配もなく農地が戻ります。

農地を相続したかたや農業経営を縮小したいと考えているかた、農地を借りたいと考えている農業経営者は、群馬県農業公社または産業振興課農地係にご相談ください。

問合せ 群馬県農業公社
027-2511220

農地係
82-6138



11月は計量強調月間

電気・ガス・水道メーター、体温計、血圧計、ガンリンメーターなど、身の回りでは、さまざまな計量器が使われています。

計量の正しい知識と理解を広め、計量制度の普及や計量意識の一層の向上を図るため、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」とし、11月は「計量強調月間」と定められています。この機会に、身の回りの計量器に目を向けてみましょう。

群馬県計量検定所では、家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認のご依頼を受け付けております。また、計量についてのご相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
時間 午前9時～午後4時
相談方法 来所または電話
相談 問合せ 群馬県計量検定所
027-26312436

気をつけて「かん」の出し方

「かん」として出せるもの
清涼飲料類、缶詰、お菓子、
ビール、ジュース、スプレーなどの缶
(アルミ・スチール)

注意点

- 必ず中身を空にしてください。
- 軽く水洗いしてから出してください。
- 特にスプレー缶は、必ず中身を使い切ってください。
- ※エアゾール式消火具(スプレー式)が、中身の入った状態でステーションに出されていました。屋外など換気ができる場所で中身を完全に押し切ってください。

缶詰が未開封で出されていました

先日、ごみステーションに中身の入ったままの缶詰が大量に出されていました。中身が入ったままですと、その後の処理ができません。中身は水切りをしてから「燃えるごみ」へ、空き缶は中をすすぎ「かん」として分けて出してください。



問合せ 環境下水道係 82-6132

献血にご協力ください

健康エンジョイポイント

日時 11月5日(木)
○午前9時30分～11時45分
○午後1時～3時30分
場所 中央公民館2階(役場北側駐車場に駐車すると便利です)
問合せ 社会福祉係 82-6133

新型コロナウイルス

延長しました 傷病手当金の支給対象期間

板倉町国民健康保険では、新型コロナウイルス感染症に、被保険者のかたが感染または感染が疑われ、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなかった場合に傷病手当金を支給します。

支給対象

次の①から④すべてに該当するかた

- ①板倉町国民健康保険の被保険者であること
- ②勤務先から給与の支払いを受けていること
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること（自粛要請などは対象になりません）
- ④就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全部または一部の支給が受けられなかったこと

支給対象期間

就労できなくなった初めての

連続する3日間を除いた4日目の降の休みの期間のうち、就労を予定していた日（※1）

- ※1 4日目の休みが令和2年1月1日から12月31日までの期間に属することが必要（入院が継続する場合は最長1年6か月）

支給額 1日当たり支給額（※2）×支給対象期間において就労を予定していた日数

※2 1日当たり支給額Ⅱ（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2

申請に必要なもの

- 国民健康保険傷病手当金支給申請書
- ・世帯主記入用
- ・被保険者記入用
- ・事業主記入用
- ・医療機関記入用（医療機関を受診した場合）
- 直近の継続した3か月間の給与の支払いを確認できるもの（給与明細の写し、通帳の写しなど）
- ※申請を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

事業継続支援給付金の対象事業者を拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している町内事業者に対して、緊急支援として支給している事業継続支援給付金の対象事業者が、全事業者に拡充されました。

対象事業者 次の要件すべてに該当するかた

- 申請日時時点で町内に事業所を有し1年以上継続して事業を営み、かつ、事業収入を得ている小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当するもの）または個人事業者（農業者を含む）。ただし、農業収入が全収入の50%未満の農業者は除きます。
- 日本標準産業分類に属する全業種の事業者（ただし、社会福祉法人や医療法人、学校法人などは除く）
- 給付金受領後も事業活動を継続する意欲があるかた
- 新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、1か月（令和2年2月から12月までの任意の月）の売上が前年同月と比較して10%以上減少しているかた

【広告】

有料広告掲載欄

有料広告掲載欄

【広告】

テイクアウト実施店 応援助成金の申請期限延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している町内の飲食店を応援するため、テイクアウトまたはデリバリーを実施す

【広告】

る店舗に対して交付する助成金の申請期限を延長します。

対象事業者

次の要件のすべてに該当するかた

- 町内に飲食店を有し、日本標準産業分類に属する飲食サービス業を営んでいるかた
- 令和2年2月1日以降にテイクアウトまたはデリバリーを実施しているかた、または実施したかた
- 暴力団関係者でないかた

○町税（法人の場合は法人町民税）の滞納がないかた

助成金額 3万円

申請方法 申請書および必要書類を原則郵送にて商工観光係へ提出

必要書類

- ・令和2年2月1日以降にテイクアウトまたはデリバリーを実施していること、または実施したことが分かる印刷物または写真など
 - ・振込先が確認できる通帳の見開き1ページ目の写しなど
- 申請期限** 令和3年2月26日（金）
- 問合せ** 商工観光係
☎82-6139

【広告】

有料広告掲載欄

【広告】

有料広告掲載欄

くらしの情報

●●いたくお知らせメール●●



スマートフォン・パソコン用 QRコード
携帯電話用 QRコード

携帯電話やパソコンのメール機能を利用した防犯・防災・緊急・町の情報配信を行っています。登録は、町ホームページまたは、QRコードから可能です。

●●まちなぎ●●

人口	14,323人(-26)
男	7,205人(-15)
女	7,118人(-11)
世帯数	5,717戸(-5)
()内は前月比 令和2年9月1日現在	

●●今月の税金●●

納税は口座振替が便利です！

町県民税（3期）
国民健康保険税（4期）
介護保険料（4期）
後期高齢者医療保険料（4期）
問合せ 収税係
☎82-6129
コンビニエンスストアでも納められます。

●●事故と犯罪の発生状況●●

事故	8月16日～9月15日	累計	前年比
人身事故	1件	(19件)	+1
物件事故	14件	(90件)	-11

犯罪	8月1日～8月31日	累計	前年比
侵入窃盗	1件	(5件)	-4
乗物盗難	1件	(6件)	0
詐欺	0件	(1件)	-1
住居侵入	1件	(1件)	-4
その他の事件	5件	(31件)	+10

※()内は令和2年1月からの累計

○町ホームページ
http://www.town.itakura.gunma.jp/
○テレホンサービス 0180-99-2400